## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
株式会社 大野組	名寄市西4条南9-14

2 指名停止期間

役務の提供D、土木一式、建築一式、とび、ほ装 平成27年10月2日~平成28年1月2日(3ヶ月)

- 3 指名停止措置の範囲:北海道森林管理局管内
- 4 指名停止の理由

本件は、平成27年9月1日、旭川開発建設部発注の「名寄農業開発事務所 車庫借上(単価契約)」の入札において、当該事業者が落札者となったが、入札した価格に誤りがあったことから、平成27年9月3日、契約辞退届が提出され、当該契約が不成立になったことから、北海道開発局により指名停止措置となった。

このことは「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名 停止措置要領について」別表第13号(不正又は不誠実な行為)に該 当する事実があるため。

## 〈参考〉

## 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」(抜粋)

平成26年12月4日 26林政政第338号 林野庁長官通知 【最終改正】 平成27年4月16日 27林政政第638号

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(第1、第2、第3及び第4関係)

<u> </u>	7に坐って旧画坐子	<u>· (Ѫょ、Ѫゟ、ѪゟӼ∪Ѫѣӄ</u>	ナレビ
措 置 要	件	指名停止の期間	
(不正又は不誠実な行為) 13 前各号に掲げる場合 関し不正又は不誠実な行為 手方として不適当であると き。	をし、契約の相	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内	

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課

直 通: 011-622-5214 担当者: 主計係(内線307)